

大阪市における小学生男児死亡事例 検証結果報告書

平成24年3月

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童虐待事例検証部会

目 次

I	事例の概要	2
1	事例の概要	
2	事例の経緯と関係機関の対応	
II	事例の検証による問題点・課題の整理	9
1	本児をとりまく状況と家庭引取りにかかる経過について	
2	問題点・課題の整理について	
III	再発防止に向けた取組み	13
	各関係機関における取組みについて	

I 事例の概要

1 事例の概要

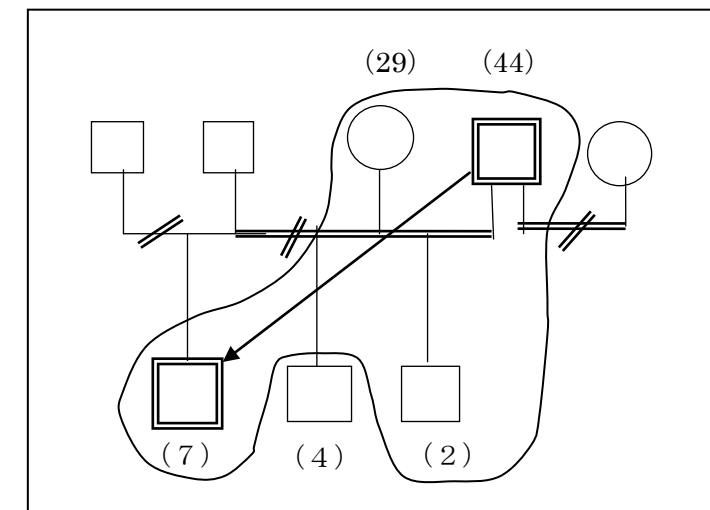
【本児】 西淀川区在住 男児（7歳）
 【家族の状況】 継父 44歳
 実母 29歳（以下「母」という）
 異父弟A 4歳（児童養護施設入所中）（以下「弟A」という）
 異父弟B 2歳（在宅）（以下「弟B」という）

本児は、生後3か月のときに、家庭での養育が困難であることから乳児院に措置され、その後児童養護施設に措置変更となった。

平成22年4月頃に母及び継父の家庭引取りの意思を確認したことから、面会・外出・外泊を重ねて家庭との交流を深めるなど受入れを進め、23年3月25日に家庭復帰して母、継父、弟Bと生活していた。

しかしながら、同年8月25日、母から「プロレス遊びをしていたら子どもの様子がおかしくなった。」と119番通報があり、母・継父の説明が不自然であったことから、搬送した消防隊員が警察に通報した。

本児は、意識不明の重体であったが、同年8月26日に搬送先の病院で死亡し、同日、継父と母が傷害致死容疑で逮捕された。



2 事例の経緯と関係機関の対応

(平成22年以前は要点のみ)

	こども相談センター (以下「センター」という)	小学校	西淀川区保健福祉センター (以下「区」という)	児童養護施設 (以下「施設」という)
【H15】	12月：本児出生（母21歳）			
【H16】	4月：本児 a 乳児院入所措置			
【H18】	9月：弟A出生（母24歳）			
【H19】	2月：弟A b 乳児院入所措置			4月：本児措置変更で入所
【H20】	7月 母と継父が同居			
【H21】	5月 弟B出生			7月：弟A措置変更で入所
	8月 本児、就学前心理判定		11月：継父の収入減により生活保護申請・開始	

	こども相談センター	小 学 校	西淀川区保健福祉センター	児 童 養 護 施 設
【H22】	5月：施設から、母が本児の引取りを希望しているとの連絡を受ける。 担当児童福祉司（以下「CW」という）に対しても、以前より引取りたいとの話が出ていたため、CWと施設で協議の場を持つこととする。			4月：母・継父に引取りの意思があることから家庭支援専門相談員（以下「相談員」という）・保育士で支援の方向性を確認する。 ・低学年の間に引取りの方向で。 ・児童いきいき放課後事業（以下「いきいき」という）等の利用を検討。 ・外泊を定期的にする。
6/28	CWと施設が協議 ・今年度末の引取りをめざし、外出・外泊時の状況確認と家庭環境を整えるように指導する。			CWと施設が協議 ・今年度末の引取りをめざす。
7/5	母、継父と面接。本児の引取りについて、生活状況の確認と引取り手順について説明する。			
7/30	CWと施設の相談員・保育士が家庭訪問。 （本児外泊中） ・本児の勉強机も用意されていた。 ・継父に、本児の引取りはあせらず進めるよう助言し、母の育児の手助けを依頼。			CWと施設の相談員・保育士が家庭訪問。 （本児外泊中） ・本児の勉強机も用意されていた。 ・継父に、本児の引取りはあせらず進めるよう助言し、母の育児の手助けを依頼。
8/11	母、継父と面接。児童心理司より、本児への関わり方及び療育手帳の申請を助言。			
			8月：本児に療育手帳交付（B2）	
12/22	CWが家庭訪問。（本児外泊中） 母が3月末の引取りを希望。 長期外泊で様子を見ることとする。			CWから家庭訪問の報告あり。
			22年中 ・生活保護ケースワーカー（以下「生保CW」）による家庭訪問3回（来所は7回）	22年中 ・外出（母・継父と）：3回 ・外泊（1泊～5泊）：14回 （うち3回は弟Aと）

	こども相談センター	小学校	西淀川区保健福祉センター	児童養護施設
【H23】				
1/4～8				引取りのための試し外泊
2/2	CW、施設の相談員・保育士・主任で支援方針協議 ・継父の協力が必要なため、生保の就労指導について一定の配慮を依頼する。 ・特別支援学級（以下「支援学級」という）の入級を依頼する。 ・母の養育負担軽減のため、「いきいき」の利用も勧める。			CW、施設の相談員・保育士・主任で支援方針協議 ・継父の協力が必要なため、生保の就労指導について一定の配慮を依頼する。 ・支援学級の入級を依頼する。 ・母の養育負担軽減のため、「いきいき」の利用も勧める。
2/4	CWが小学校を訪問。 校長・教頭に、本児が転入予定であることなど状況を伝える。			
2/10～				3泊の外泊
2/28			担当保健師が母に電話し、3/24に引取り予定であることを聴取。引取り後の養育支援について保健師・子育て支援室担当係長・CWと情報交換。	
3/1			保健師が家庭訪問。母・継父・弟Bが在宅。弟Bには家庭児童相談員（以下「家児相」という）による相談を勧奨。 本児の引取りは喜ばしいが不安もある。継父への就労指導についても悩みを訴える。 （翌日、生保CWに報告）	
3/4～				2泊の外泊
3/14	区にて、母・継父と面接。（生保CW、保健師とともに）本児の引取りと今後についての相談のため。		母・継父が、引取りと今後について相談のため来庁。 継父の就労については生保CWが、母には育児について保健師・家児相が支援する旨説明。	
3/24	校長・教頭・CWで協議。家庭引取りに向けてCWから見守りを依頼。			
3/25	本児、家庭引取り。（1か月の措置停止）			
3/26			本児、生活保護適用開始	

	こども相談センター	小 学 校	西淀川区保健福祉センター	児 童 養 護 施 設
4/3				母から電話。「本児がわがままばかり言う。」 今が頑張り時だと助言する。
4/8		校長・教頭・学級担任・支援学級担任が、 母・継父・本児に教育相談を実施。		
4/18	CWが母に電話。「何とかやっている。」			
4/21	CWが家庭訪問。本児、表情明るく、母にも甘えており、特に問題なし。 (母・継父・本児・弟Bが在宅)			
4/26	本児、措置解除。			
5/2		左頬に叩かれたような痣を発見。		
5/10		学級担任・支援学級担任が家庭訪問。		
5/16		右頬に叩かれたような痣を発見。		
5/18	【1回目の連絡】 小学校から連絡を受ける。	【1回目の連絡】CWへ連絡。「5/2に左頬、5/16に右頬に叩かれたような痣があった。」	保健師が家庭訪問したが不在。のちほど母から電話あり。「本児は楽しく通学している。」	
5/23			保健師が家庭訪問。本児の表情は良好。 母「しんどい時に甘えられるとイライラする。自分にとって継父は良き理解者。」 ひとりで抱え込まず担任・家児相・保健師と相談しながら対応を考えようと助言。	
5/29		参観後、母から子育てについて支援学級担任に相談あり。		
5/31		通院のため欠席。		母・本児 血液検査のため来所。 「教師から本児を虐待しているのでは…と疑われた。事実無根で迷惑。 叱ると大声で泣き、注意すると嘘が多い。」 事実無根ならセンターに説明するよう助言。 痣等は外観では確認できない。
6/6		左目尻から耳あたりに赤っぽい痣を発見。 本児は「犬に咬まれた」と説明した。		
6/7	【2回目の連絡】 小学校から連絡を受ける。 小学校から家庭訪問をしてもらうこととなる。	【2回目の連絡】CWへ連絡。 「昨日左目尻から耳あたりに赤っぽい痣あり。本児は犬に咬まれたと説明しているがそうは見えない。本日家庭訪問する。」 ・校長が家庭訪問。 「学校には子どもがケガをしたら状況確認する責任がある。センターとも連携している。暴力をふるわないように。」		

	こども相談センター	小 学 校	西淀川区保健福祉センター	児 童 養 護 施 設
6/8	小学校から連絡を受ける。	CWへ家庭訪問の報告。 「母は快く家に入れてくれた。ケガは飼い犬がじゃれていてとびかかってきたという説明であり、そう考えられなくもない。」		
6/9				母・本児 血液検査の結果を聴くため来所。母が「学校から虐待の話が出ているが、犬に咬まれた。」と説明。本児もそうだと答える。顔面に咬傷痕等は見当たらない。
6/13		発熱のため欠席。 支援学級担任が家庭訪問。本児には会えず。母に病院へ連れて行くよう勧める。		
6/15	【3回目の連絡】 小学校からの連絡を受け、CWから母に電話し、額の痣についてイライラして叩いたのではないかと心配していると尋ねる。 「(痣は)気付かなかった。叩いていない。」	【3回目の連絡】 額に痣を発見し、CWへ連絡。 「本児の額に痣がある。「ぶつけた・こけた」と言っていたが、校長が尋ねると「継父に叩かれた」と言う。心配である。」		
6/16		支援学級担任から母に電話。 母は本児が生まれてからの苦勞を話す。		
6/17			CWから保健師に、痣について報告あり。 CWが近日中に訪問予定とのこと。	
6/21	CWが家庭訪問。 (母・継父・本児・弟Bが在宅) ・母「(額の痣は)弟Bとふざけて頭突きしてできたのではないかと宿題ができずイライラして怒ってしまう。」 ・継父「何度言ってもわからないときは手を出すこともある。」 叱り方について助言。身近に相談できる場所として家児相を紹介。	本児が足を傷めたため靴下をめくったところ、両足に痣を発見。 本児は「19日に継父につねられた」と説明した。	CWから保健師に、家庭訪問について報告あり。	
6/22	【4回目の連絡】 小学校から連絡を受ける。 足の痣について聴取。 CWからは、前日の訪問時の様子を報告。	【4回目の連絡】 CWへ連絡。 「昨日本児が足を傷めた際に、靴下をめくると両足に痣があった。19日に継父につねられたとの説明。」 CWからは前日の家庭訪問の報告あり。		

	こども相談センター	小 学 校	西淀川区保健福祉センター	児 童 養 護 施 設
6/27	区にて、家児相と共に母と面接。母が、本児へのイライラ感を訴える。家児相で定期的に面接して、本児への関わり方をアドバイスしてもらうことにする。		母が来所。CWと家児相が対応。本児へのイライラ感を訴える。家児相が定期的に面接して関わり方をアドバイスすることとした。次回は7/1予定。	
7/1			来所しないため家児相が母に電話したが繋がらず。	
7/3				外泊からもどった弟Aの身体中に湿疹があったため、外泊中の過ごし方を尋ねると、母・継父とも「責められた」と感じる。
7/8			家児相が母に電話。「(7/1は)体調不良で行けなかった。(次回については)こちらから連絡する。」	
7/11		母が学期末個人懇談会のため来校。学級担任・支援学級担任から夏休みの過ごし方等を話す。母からは子育てについて相談があり、あまりあせらないよう助言。		
7/14	母から電話。「本児がちゃんと「ごめんなさい」を言えないことにイライラする。私の体調も悪くいっぱいいっぱい。」母、話しているうちに落ち着いてくる。家児相・CWともいつでも相談に応じる旨を助言。			
7/14 7/15		発熱のため欠席。7/15に支援学級担任が2度家庭訪問するが留守。その後電話で様子を確認。		
日 時 不 詳	CWから家児相に、母からの7/14の電話について、本児の養育に負担を感じていることを連絡。家児相から、「区への来所もないため再度母へ連絡する。」			
7/19		学期末の荷物持ち帰りのため、学級担任が本児を家へ送り届ける。		
7/27		支援学級担任が家庭訪問。(母・継父・本児)「「いきいき」にも参加してくださいね。お母さんの体調が悪く家児相による面談ができていないとのことだが、いつでも相談に行ってくださいね。」		

	こども相談センター	小 学 校	西淀川区保健福祉センター	児 童 養 護 施 設
8/初旬			家児相が母に電話したが留守電。 「その後どうか。ぜひ面談を。」の伝言。	
8/1				母・本児 日本脳炎ワクチン接種のため来所。 「相変わらず本児は嘘が多く振り回される。 区から継父に対して働くよう指導あるが、仕事が見つからない。」
8/3			家児相から、面談ができていない旨を保健師に報告。	
8/4			保健師が家庭訪問。 母の体調がすぐれず玄関先で面談。 母「相談したいので、また連絡する。」	
8/5		支援学級担任が母と本児に電話。 「子育てがしんどかったら、「いきいき」に来させてくださいね。」		
8/12		支援学級担任が母に電話。 母：「家族5人で楽しくすごしている。宿題もできている。」 担任：「8月末にまた電話する。」		
8/13				母から電話。「本児が「ごめんなさい」が言えないなど関わりがしんどい。」との訴え。
8/18	CWが施設に電話。 (入所中の弟Aについて) 「夏休み中に弟Aが家に3泊外泊したが特に変わった様子はなかった。」			
8/25	午後8時30分、西淀川署からケース取扱いについて問合せ。 「心肺停止で病院に搬送された。現在心肺のみ回復。継父とプロレスをしていたというのが理由だが、足にも痣がある。」			
8/26	午前4時1分 本児死亡(脳幹部出血)			
			9月：生活保護廃止 23年1月～廃止時 ・生保CWによる家庭訪問3回(来所15回)	

II 事例の検証による問題点・課題の整理

本事例の検証にあたり、次のとおり関係機関のヒアリングを実施し、事実関係を確認した。

- ・ こども相談センター（以下「センター」という）の関与状況について、職員（管理職）からヒアリング。
- ・ 小学校の関与状況について、教育委員会事務局（管理職）からヒアリング。
- ・ 西淀川区保健福祉センター（以下「区」という）の関与状況について、職員（管理職）からヒアリング。
- ・ 本児が入所していた児童養護施設の関与状況について、施設職員（管理職）からヒアリング。

これらのヒアリングをふまえ、次のとおり関係機関の対応や連携状況等について、事実関係及び問題点・課題を整理した。

ただし、本事例については、逮捕された母及び継父に対する刑事事件公判が開始されておらず、本児が死亡に至る経緯について公判で明らかにされていないことから、現時点で得られた情報での検証結果であることを申し添える。

1 本児をとりまく状況と家庭引取りにかかる経過について

本児及び家族の状況

- ① 本児は平成15年12月、母が21歳の時に出生。母は16年4月、本児を母方祖母（以下「祖母」という）に預けるが祖母も養育できず、16年4月に乳児院に措置される。その後も母の生活状況が不安定であり、19年4月に児童養護施設に措置変更となった。なお、本児、母ともに発達上の課題があった。
- ② 18年9月に出生した弟Aも、19年2月に乳児院に措置され、21年7月に本児の入所する児童養護施設（以下「施設」という）に措置変更となった。
- ③ 20年7月に母と継父が同居を始め、翌年5月に弟Bが出生している。
- ④ 継父の収入が減少したことにより、21年11月から生活保護を受給した。保護開始から半年間程度はわずかな就労収入があったが、以後は就労せず在宅となり、継父は、実質上子育てを担うかたちとなった。
- ⑤ 継父の子育てへの関わりは大きく、母も養育能力が低いことから子育てを継父に依存する傾向があり、継父のことを「自分にとって良き理解者である。」と感じるなど、継父の果たす役割は大きかった。
- ⑥ 母は、本児を引取りたい気持ちを強く持っていたが、本児の人見知りが強いことなど関わりについて不安も抱えていた。
- ⑦ 祖母は、本児施設入所中に面会に来所するなど一定の交流はあったものの、母とは疎遠である。

家庭引取りに至る経過

- ① 20年より面会・外出を行っていたが、22年4月頃に、母・継父の引取りの意思を確認したことから、22年6月にセンターの担当児童福祉司（以下「CW」という）と施設職員で協議し、22年度末の引取りをめざすこととして、外出・外泊を定期的に行い、その状況を確認した。また、母・継父には家庭環境を整えるよう指導した。
- ② CWが、本児の引取りに向けて母・継父と面接を重ね、生活状況の確認と引取りに向けての手順説明などを行なった。
- ③ 面会・外出というプロセスを経て、月に1～2回の外泊を実施し、その間にはCWと施設職員が家庭訪問するなど状況を確認した。本児は継父に甘え、継父も細かに面倒をみており、母も幸せそうにみえた。
- ④ CWと施設職員が援助方針を協議し、引取り後に継父の子育てへの協力を得るため、生活保護の就労指導について一定の配慮をすることと転校先小学校への支援学級入級についての依頼、また、母の育児負担軽減のため、児童いきいき放課後事業（以下「いきいき」という）の利用についても助言することを確認した。
- ⑤ CWが小学校を訪問して、校長・教頭と本児の転入にあたって情報共有し、また、引取りに向けてCWから見守りを依頼した。
- ⑥ 区においては、母に慢性疾患があったことなどから出産（弟B）にあたり保健師が、また、生活保護世帯であったことから生活保護ケースワーカー（以下「生保CW」）が、それぞれ関わりをもっていた。保健師が、母から本児の引取りについて聴取し、区子育て支援室担当係長、CWと情報交換のうえ家庭訪問した。また、区にて母・継父と面談し、今後の支援について説明した。
- ⑦ 本児は、23年3月25日に家庭引取りとなり、1か月の措置停止の後、同4月26日に措置解除となった。

家庭引取り後の状況

（センター）

- ① CWが母に電話で様子を聞いたり、家庭訪問により状況を把握した。
- ② 小学校から本児のからだに痣があるとの連絡を受けて、電話と家庭訪問により状況の確認と聞きとりを行なった。
- ③ 区での母との面談時や母からの電話の際に、本児との関わりの難しさについて悩みを聞き、相談先についての情報提供などを行なっていた。また、保健師・家庭児童相談員（以下「家児相」という）・施設職員と情報を交換していた。
- ④ これらの支援は、おもに母に対するものであった。
- ⑤ CWは、引取り後の家庭状況について、基本的には継父が中心となって母の子育てを支えており、子どもたちもなついていると認識していた。ただし、母から23年7月14日に、子育てのイライラ感と自身の体調が悪いことについて相談があり、これ以降は、母に疲れがたまっているのではないかと感じていた。

（小学校）

- ① 転入当初に、母・継父・本児に教育相談を実施した。
- ② 毎日「連絡ノート」を通じて母・継父と学校・家庭での様子を連絡し合い、また、母を励まし、アドバイスを行なった。

- ③ 本児のからだに痣を発見した以降は、校長・学級担任・支援学級担任がたびたび家庭訪問・電話により状況確認や母・継父への聞きとり、助言を行い、その結果をCWに報告した。また、母からの相談にも応じた。
- ④ CWへの1回目の連絡を行なった日に、職員会議において、校長から、本児の生活環境、成育歴、虐待の疑いがあることを連絡して見守りを指示した。
- ⑤ その後も2回にわたり、職員会議にて校長が状況説明を行い、共通理解のうえで、本児の見守りを強化し、気付いたことを報告するよう指示した。
- ⑥ これらを受けて、学級担任・学年教師・養護教諭・教務主任が、日常活動以外に、体育・プールの更衣時、健診時等に虐待を受けた形跡がないか注意深く観察した。
- ⑦ 1学期の終わりの職員会議において、教頭から全教員に対し、虐待の疑いがある児童については、夏休み中もプール開放や「いきいき」に来た際に注意深く見守ること、学校に来ない児童については、家庭訪問や電話連絡等により、様子を頻繁に確認することを指示した。

(区)

- ① 保健師が家庭訪問して状況を確認し、母に聞きとりを行なうとともに、ひとりで抱え込まず相談しながら対応を考えようと助言した。
- ② 保健師がCWから本児の「痣」について報告を受けた。
- ③ 家児相がCWとともに母と面接した際に、定期的の家児相が面接して本児との関わり方をアドバイスすることとしたが、母の体調不良等で実施には至らなかった。
- ④ その報告を受けた保健師が家庭訪問したが、やはり母の体調不良で、玄関先での面談となった。

(施設)

- ① 本児の家庭引取り以降も、弟Aが入所していたことから、行事や外泊の送迎に家族で来所するなど、引き続き関わりをもっていた。
- ② 母からも、本児との関わりの難しさについて、来所時や電話により訴えがあった。また、継父が生保CWから就労指導を受けることにも不満を訴えていた。
- ③ 学校から虐待を疑われていることについて、母は「事実無根で迷惑」「犬に咬まれた」と説明した。施設からは、センターに説明しておくよう助言した。

2 問題点・課題の整理について

家庭引取りについてリスク要因が多いケースであるにもかかわらず、センターによる家庭引取りの判断、その後の関係機関への情報提供などが担当者レベルでなされ、組織的な対応がなされなかった。

関係機関の間で要支援ケースであるという認識が共有されず、また、引取り後はセンターや地域の関係機関の密接な連携が必要であるとの認識が弱かった。

(センター)

- ① 本児が出生後3か月で乳児院に措置されており母が養育していないこと、ステップファミリーであること、本児の発達に課題があること、母の養育能力が低いことなど、家庭引取りについてリスク要因が多いケースであるにもかかわらず、当初の施

- 設への入所が虐待によるものではなかったことから、引取りの是非についてや引取り後の支援のあり方について十分な検討がなされず、また、引取りについてCWだけで判断するなど、組織的な対応がなされなかった。
- ② 母から子育てのイライラ感などについて相談があり、小学校からは「痣」について4回も連絡を受けていたが、深刻な虐待ケースであるという認識に至らず、またセンターとして情報が共有されず組織的な検討を加えられなかったことから、当初の養育支援の延長線上での対応に終始していた。
 - ③ CW訪問時の家庭への受入れが良く、また、訪問場面では本児が継父に甘えていたため、虐待ケースであるという認識が薄くなった。そのため、区へは養育相談として引き継ぐにとどまった。
 - ④ 母を中心とした支援を行っていたが、おもに子育ての負担を担っていたのは継父であったことから、継父に対する支援が必要であった。
 - ⑤ 家族全体の背景やメカニズム、あるいはリスクなどを総合的に見立て、個々の情報をそのダイナミズムの中で判断するという視点や見立て力が十分備わっていなかった。
 - ⑥ また「虐待に関する情報については、すべて虐待通告として対応を組織的に協議する」という「児童相談所運営指針」の趣旨が十分に理解されていなかった。
 - ⑦ 母から寄せられた情報の内容を流れに沿って検討すれば、事態が悪化していることに気付く必要があったが、その認識に至らなかった。
 - ⑧ 施設からの引取りとなった子どもが発する試し行動や、環境の違いによる言動に対する親の違和感については、その調整が相当困難であるとの認識が薄く、的確な対応に至らなかった。
 - ⑨ 関係機関と情報を共有する場である区要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）の開催要請をする必要があったが、要請することなく、また、区に対する情報提供も、組織（子育て支援室）に対してではなく担当者レベルでのやりとりであるなど不十分であったことから、関係機関の動きがばらばらとなり、全体での取り組みができなかった。

(小学校)

- ① 校長を中心に学校全体で見守りを行い、母・継父への家庭訪問や電話による支援を行うなど、危機意識をもって対応していたが、虐待が疑われる事象がくりかえされた時点で、関係者による個別ケース会議の開催を提案するなど、もう一步踏み込んだ対応も必要であった。
- ② 夏休みの対策については、プール開放や「いきいき」への来校時での注意を促していたが、関係者で夏休み対策を合同で検討するという対応にまでは至らなかった。

(区)

- ① 本児のからだに痣があったことについてのCWから保健師への連絡など、センターから情報提供はあったものの担当者間でのやりとりであったことから、区では、虐待ケースであるという認識が共有されず、保健師、家児相、生保CWがそれぞれの関わりをもつのみで、子育て支援室としての対応にまでは至らなかった。
- ② もともとの支援の対象が母と弟Bであったことから、家族全体の状況について把握する必要があるという認識を十分にもてなかった。
- ③ 家庭での養育経験がまったくない児童が家庭復帰して両親と生活することは、相当

の困難を伴うことから、慎重な見極めと手厚い支援が必要であるとの基本認識をもてていなかった。

(施設)

- ① 母から「虐待を疑われて迷惑」との相談があったものの、他の機関からは虐待の可能性についての情報が伝わっていなかったため、支援の対象は引き続き入所している弟Aに関わることが中心となり、本児に細かく注意を向けるところまでに至らなかった。母・継父とのやりとりについても弟Aに関わるものが中心となった。
- ② 入所中からの様子をよく把握しているという施設の特徴を生かして観察や支援をすることが可能であったが、そのようや対応には至らなかった。
- ③ 長年施設で暮らしていた子どもが家庭復帰するには相当の困難を伴い、引取り後はセンターや地域の関係機関の密接な連携が必要であるとの認識が弱かった。

III 再発防止に向けた取組み

すべての支援者は、情報収集のうえプロとしてアセスメントをするという姿勢をもつことが重要であり、また、組織としても、それぞれの担当部分だけではなく背景にある問題をはっきりと把握できる感性をもち、その結果を組織的な判断につなげていくということが虐待予防の基本である。

各関係機関における取組みについて

(センター)

- ① 家庭復帰の判断や復帰後の支援のあり方については、担当者個人の判断によることなく、虐待リスクや引取りの是非を判断するために援助方針会議に諮るなど、組織的に対応する必要がある。また、これに対応可能な体制の整備とノウハウの蓄積・伝達を図る必要がある。
- ② 家庭復帰後には、保護者の養育の負担感から虐待が発生しやすいため、発生予防の観点から、安定した家庭への復帰が図れるよう、きめ細かな支援を行う必要がある。
- ③ 支援にあたっては、センターと施設が連携してそれぞれの機能を生かしつつ、退所前から継続的に行なうことが重要である。
- ④ 子育てに関わっているのは母親だけではないという認識を十分にもち、目の前の事象のみにとらわれることなく、両親をはじめ家族などを含めた養育環境全体について総合的評価のもとで判断したうえで支援方針を決定する必要がある。
- ⑤ 担当者のもつ個人ケースについて、折にふれて組織的にチェックできる体制の工夫を図ることが重要である。
- ⑥ 各職員は、個別ケースの困難要素をひとりで抱え込むことなく、常にスーパーバイザーと相談し、必要に応じて援助方針会議の開催を要請するなど、組織的に対処することを心がける必要がある。
- ⑦ 各職員は、研修や自己研鑽を心がけ、とりわけ家族への見立て力の向上を図るとともに、援助についても相手のニーズに適切に対応できる能力を備えるよう努力することが望まれる。

(小学校)

- ① 学校内でのチームによる取組みに留意するとともに、必要に応じて学校外の他の機関との合同協議の場を設けるよう働きかける必要がある。
- ② 夏休み等の長期休暇時は、学校としての関与に制約が生じることになるため、休暇前に、必要なケースへの対応策について、機関連携を通して検討（要対協の活用など）することが求められる。
- ③ 関係先へ伝達した情報が担当者レベルでとどまっていると判断される場合は、その組織の管理職に伝達する等の配慮も必要である。

(区)

- ① 家庭復帰となったケースについては、要対協の個別ケース会議を開催し、必要な情報を積極的に収集して、情報交換・情報共有、及び支援のためのアセスメント（見立て）をしたうえで支援方針をたて、区や保育・教育関係機関、地域に身近な児童委員や主任児童委員など、要対協の参加機関が役割分担して当該家庭を見守るため連携を強化する必要がある。
- ② 事態が思わしくない場合は、センターや施設と調整のうえ、一時的に施設等に子どもを保護して様子を観察するとともに、家庭復帰後の子ども側の受けとめを、正確に把握するなどの試みも必要である。
- ③ 要対協の専門性を高めるため、「要保護児童対策地域協議会機能強化事業」（個別ケース会議や事例検討会の場に専門的知識をもったスタッフを派遣）を積極的に活用することが必要である。
- ④ 子育て支援室がチームとして組織的な対応ができるよう、子育て支援室の担当係長や家児相等の各メンバーの役割を明確にするとともに、保健師や他の福祉担当者等、保健福祉センター内での情報共有の仕組みを強化することが重要である。
- ⑤ 家庭復帰後の子どもや親などについて不安要素がある場合は、児童委員、主任児童委員との連携などにより、家庭状況のより正確な情報把握を試みる必要がある。

(施設)

- ① 家庭復帰ケースについては、センターや地域の関係機関（要対協）とも連携を図りつつ、リスク要因に十分配慮した支援を心がける必要がある。
- ② 退所後1か月を経過した頃から困難要素が出やすくなることをふまえれば、子どもの様子をよく把握している担当者が、センターなどと連携のうえ訪問するなどの配慮を行なうことも必要である。

大阪市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会運営規程

1. 総則

大阪市における児童虐待の再発防止策の検討を行うことを目的として、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証し、また、児童福祉法第33条の15に基づき、被措置児童等虐待を受けた児童について本市が講じた措置にかかる報告に対し、意見を述べるため、児童福祉法大阪市社会福祉審議会運営要領第9条第2項に基づき、児童福祉専門分科会の下に、「児童虐待事例検証部会」（以下、「部会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

2. 委員構成

部会の委員は、大阪市社会福祉審議会運営要領第10条に基づき、大阪市社会福祉審議会委員長が指名する委員で構成する。

3. 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決は、これをもって大阪市社会福祉審議会の議決とする。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

4. 検証等事項

- (1) 本市が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)すべてを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。
- (2) 本市が所管する児童福祉施設等における被措置児童等虐待事例について、本市が講じた措置の報告を受け、意見を述べるものとする。
- (3) 部会が、児童虐待事例について検証する内容は次のとおりとする。
 - ① 事例の問題点と課題の整理
 - ② 取組むべき課題と対策
 - ③ その他検証に必要な認められる事項

5. 検証方法

- (1) 部会における検証は、事例ごとに行う。なお、検証にあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 部会は、本市から提出された情報を基に、ヒアリング等の調査を実施し、事実関係を明らかにすると共に発生原因の分析等を行う。
- (3) 部会は個人情報保護の観点から非公開とする。非公開とする理由は、検証を行うにあたり、部会では、児童等の住所、氏名、年齢、生育歴、身体及び精神の状況等

個人のプライバシーに関する情報に基づき事実関係を確認する必要があるためである。

6. 報告

部会は、市内で発生した児童虐待の死亡事例（心中を含む）等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告するものとする。

7. 部会の開催

死亡事例等が発生した場合、速やかに開催するよう努める。年間に複数例発生するような場合は、複数例をあわせて検証することもありうるものとする。

8. 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

9. 庶務

部会の庶務は、大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課が処理する。

附則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

大阪市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会 委員名簿

氏名	役職等	備考
津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授	部会長
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部教授	
神谷 周道	大阪市民生委員児童委員連盟会長	
筵井 順子	弁護士	
西垣 敏紀	大阪警察病院小児科部長	

審 議 経 過

平成23年10月31日（第1回部会）

- ・西淀川区における小学生男児死亡事例の概要について
- ・こども相談センターの関与状況についてヒアリング

平成23年11月22日（第2回部会）

- ・小学校の関与状況についてヒアリング
- ・西淀川区保健福祉センターの関与状況についてヒアリング
- ・児童養護施設の関与状況についてヒアリング

平成23年12月16日（第3回部会）

- ・事例の経緯と関係機関の対応について
- ・事例の検証による問題点・課題の整理

平成24年2月1日（第4回部会）

- ・大阪市における小学生男児死亡事例検証結果報告書（素案）の検討

平成24年3月29日

- ・大阪市における小学生男児死亡事例検証結果報告書の提出